

岐阜県公報

目次

規則

岐阜県国民健康保険財政広域化支援事業貸付金等の貸付け等に関する規則の一部を改正する規則
 (地域福祉国保課) 六七三^{ページ}

告示

軽油引取税に係る特約業者の指定取消し
 (税務課) 六七四

医療扶助及び医療支援給付のための医療担当機関の指定
 (地域福祉国保課) 六七四

医療扶助及び医療支援給付のための指定訪問看護事業者等の指定
 (同) 六七四

指定医療機関の廃止の届出
 (同) 六七五

指定医療機関の名称等の変更の届出
 (同) 六七五

介護給付及び介護支援給付を担当させる委託介護事業等の指定
 (同) 六七五

指定介護機関の廃止の届出
 (同) 六七八

指定介護機関の名称等の変更の届出
 (同) 六七八

平成二十二年年度採石業務管理者試験合格者
 (商工政策課) 六七九

長良川地域森林計画の案の縦覧
 (林政課) 六七九

木曾川地域森林計画の変更案の縦覧
 (同) 六七九

揖斐川地域森林計画の変更案の縦覧
 (同) 六七九

飛騨川地域森林計画の変更案の縦覧
 (同) 六八〇

宮・庄川地域森林計画の変更案の縦覧
 (同) 六八〇

規則

第一千百九十六号

平成二十二年十一月二日

(火曜日)

岐阜県国民健康保険財政広域化支援事業貸付金等の貸付け等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十一月二日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第九十五号

岐阜県国民健康保険財政広域化支援事業貸付金等の貸付け等に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県国民健康保険財政広域化支援事業貸付金等の貸付け等に関する規則(平成十四年岐阜県規則第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「を貸付け」を「を貸し付け」に、「交付する」を「交付し、並びに広域化等支援方針の作成等に係る取崩しを行う」に改め、「及び交付」の下に「並びに取崩し」を加える。

第二条に次の一項を加える。

4 この規則において、「広域化等支援方針の作成等に係る取崩し」とは、広域化等支援方針の作成に係る調査研究又は広域化等支援方針に定める共同事業の調整若しくは広報啓発事業等に必要経費に充てるための取崩しをいう。

第三条に次の一項を加える。

3 広域化等支援方針の作成等に係る取崩しの限度額は、基金の運用収益に知事が基金のその他の事業に支障がないと認める額を加えた額とする。

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の岐阜県国民健康保険財政広域化支援事業

貸付金等の貸付け等に関する規則の規定は、平成二十二年度分の予算に係る貸付け等から適用する。

告示

岐阜県告示第五百五十五号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項の規定により次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので告示する。

平成二十二年十一月二日

岐阜県知事 古田 肇

名称	代表者氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	取消年月日
辻石油店	辻 昇	関市小屋名一四九番地の六	平成二二・一〇・一

岐阜県告示第五百五十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定による医療扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第十二条の規定により告示する。

平成二十二年十一月二日

岐阜県知事 古田 肇

名称	開設者	所在地	指定年月日
国枝医院	國枝武美	本巢市文殊八八一	平成三・一・一
たかや調剤薬局	株式会社アップフラット	本巢郡北方町高屋白木二六〇	同
平成調剤薬局そはら店	株式会社シルフシルフェ	各務原市蘇原青雲町二四八	同
光ヶ丘アイクリニツク	三山優司	多治見市光ヶ丘一五一	同
田中矯正歯科医院	医療法人機能美会	大垣市郭町三二二五	同
有限会社近藤薬局	有限会社近藤薬局	土岐市泉岩畑町四二二	同

岐阜県告示第五百五十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条による医療扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による医療支援給付のための医療を担当させる機関として次の指定訪問看護事業者等を指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第十二条の規定により告示する。

平成二十二年十一月二日

岐阜県知事 古田 肇

指定訪問看護事業者等の名称	指定訪問看護事業者の事務所所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	指定年月日
社会福祉法人新生会	揖斐郡池田町本郷一五〇一番地	訪問看護ステーションサンビレ	揖斐郡池田町本郷一五〇一番地	平成三・一・一
指定訪問看護事業者等の名称	指定訪問看護事業者の事務所所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	指定年月日
社会福祉法人新生会	揖斐郡池田町本郷一五〇一番地	訪問看護ステーションサンビレ	揖斐郡池田町本郷一五〇一番地	平成三・一・一

岐阜県告示第五百五十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨届出があつたので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十二年十一月二日

岐阜県知事 古田 肇

名称	開設者	所在地	廃止年月日
国枝医院	國枝武幸	本巢市文殊八八一	平成三・一・一
たかや調剤薬局	海野知章	本巢郡北方町高屋白木二六〇	同
ジップドラッグ川島薬局	株式会社ジップドラッグ	各務原市川島松原町字山神前四〇二一	同
平成調剤薬局そはら店	株式会社平成調剤薬局	各務原市蘇原青雲町二四八	同
光ヶ丘アイクリニツク	加藤耕規	多治見市光ヶ丘一五一	同
近藤薬局	近藤長明	土岐市泉神米町二六四	同

岐阜県告示第五百五十九号

居宅介護事業者等の名称
社会福祉法人新生会
○一番地

居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地
揖斐郡池田町本郷一五
○一番地

サービスの種類
訪問看護
訪問看護ステーションサンビレッジ新生苑

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該医療機関の名称を変更した旨届出があつたので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により告示する。

平成二十二年十一月二日

岐阜県知事 古田 肇

名称	開設者	所在地	変更年月日
新 たなせ調剤薬局	株式会社 棚瀬	瑞穂市唐栗二七五三	平成三・一・一
旧 かわむら薬局 唐栗店	調剤	同	同

岐阜県告示第五百六十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十二年十一月二日

岐阜県知事 古田 肇

指定居宅介護事業所等の所在地
揖斐郡池田町本郷一五
○一番地

指定年月日
平成二二・一・一

株式会社栄豊	高山市大新町三八〇	介護予防 通所介護	デイサービスセンターふるさとおふくる苑	高山市上岡本町一四八八	同
株式会社栄豊	高山市大新町三八〇	通所介護	デイサービスセンターふるさとおふくる苑	高山市上岡本町一四八八	平成二二・一・一一
医療法人社団智徳会	関市寿町一一三三	介護予防 訪問介護	ケアセンター福寿の里	関市寿町一一三三	同
医療法人社団智徳会	関市寿町一一三三	訪問介護	ケアセンター福寿の里	関市寿町一一三三	同
医療法人社団智徳会	関市寿町一一三三	介護予防 通所リハビリテーション	真鍋内科リハビリセンター	関市寿町一一三三	同
医療法人社団智徳会	関市寿町一一三三	通所リハビリテーション	真鍋内科リハビリセンター	関市寿町一一三三	同
株式会社シルフシルフェ	各務原市蘇原青雲町二四八	介護予防 居宅療養 管理指導	平成調剤薬局そはら店	各務原市蘇原青雲町二四八	同
株式会社シルフシルフェ	各務原市蘇原青雲町二四八	居宅療養 管理指導	平成調剤薬局そはら店	各務原市蘇原青雲町二四八	同
有限会社小林塔建社	羽島郡笠松町江川一五二	介護予防 訪問介護	有限会社小林塔建社	羽島郡笠松町江川一五二	同
有限会社小林塔建社	羽島郡笠松町江川一五二	訪問介護	有限会社小林塔建社	羽島郡笠松町江川一五二	同
社会福祉法人白寿会	不破郡垂井町岩手四五三八番地	介護予防 通所介護	デイサービスばかばかいぶき	不破郡垂井町府中二五二七番地	同
社会福祉法人白寿会	不破郡垂井町岩手四五三八番地	通所介護	デイサービスばかばかいぶき	不破郡垂井町府中二五二七番地	同
社会福祉法人新生会	揖斐郡池田町本郷一五〇一番地	介護予防 居宅療養 管理指導	訪問看護ステーションサンビレッジ新生苑	揖斐郡池田町本郷一五〇一番地	同
社会福祉法人新生会	揖斐郡池田町本郷一五〇一番地	訪問看護 管理指導	訪問看護ステーションサンビレッジ新生苑	揖斐郡池田町本郷一五〇一番地	同
社会福祉法人新生会	揖斐郡池田町本郷一五〇一番地	訪問看護	訪問看護ステーションサンビレッジ新生苑	揖斐郡池田町本郷一五〇一番地	同

社会福祉法人暖家
 各務原市須衛町一 二三
 介護予防
 二期 短期入所
 生活介護
 地域密着型特別養護老人ホ
 ームメゾンペイネ
 各務原市鵜沼各務原町
 九一九五
 同

岐阜県告示第五百六十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を廃

止した旨届出があつたので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。
 平成二十二年十一月二日
 岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称
 居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地
 サービスの種類
 指定居宅介護事業所等の名称
 指定居宅介護事業所等の所在地
 廃止年月日

株式会社 平成調剤薬局
 各務原市蘇原青雲町二四八
 居宅療養管理指導
 平成調剤薬局 そはら店
 各務原市蘇原青雲町二四八
 平成二一・一・一

株式会社ケアメイト中部
 多治見市音羽町四七
 訪問看護
 訪問看護ケアメイト岐阜
 羽島郡笠松町美笠通一四二
 平成二一・二・一

株式会社ケアメイト中部
 多治見市音羽町四七
 訪問看護
 訪問看護ケアメイト岐阜
 羽島郡笠松町美笠通一四二
 同

岐阜県告示第五百六十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関の名

称等を変更した旨届出があつたので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。
 平成二十二年十一月二日
 岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称
 居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地
 サービスの種類
 指定居宅介護事業所等の名称
 指定居宅介護事業所等の所在地
 変更年月日

新 株式会社アイランド
 ジー・アイ
 瑞浪市樽上町一六
 通所介護
 新 樽上慈愛苑ナーシングゲ
 イ
 瑞浪市樽上町一六
 平成二一・二・一

旧 有限会社ジー・アイ
 瑞浪市樽上町一六
 通所介護
 旧 樽上慈愛苑デイサービス
 センター
 瑞浪市樽上町一六
 平成二一・二・一

公 示

平成二十二年探石業務管理者試験合格者

採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十二条の十三第一項の規定により実施した平成二十二年探石業務管理者試験の合格者の受験番号は、次のとおりです。

平成二十二年十一月二日

岐阜県知事 古 田 肇

受験番号

受験番号

受験番号

五	一四	一八
二六	二九	三三
三六	四一	四五
四九	五七	五九
六〇	六五	六八
七〇	七二	以上十七名

長良川地域森林計画の案の縦覧

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定により長良川森林計画区の地域森林計画を樹立したいので、同法第六条第一項の規定により次のとおり当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成二十二年十一月二日

岐阜県知事 古 田 肇

縦覧場所	岐阜県林政部林政課 岐阜県岐阜農林事務所林業課
縦覧期間	平成二二・一一・二から

岐阜県中濃農林事務所林業課
岐阜県郡上農林事務所林業課

同 二二・二まで

木曾川地域森林計画の変更案の縦覧

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項の規定により木曾川森林計画区の地域森林計画を変更したいので、同法第六条第一項の規定により次のとおり当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成二十二年十一月二日

岐阜県知事 古 田 肇

縦覧場所	岐阜県林政部林政課 岐阜県可茂農林事務所林業課 岐阜県東濃農林事務所林業課 岐阜県恵那農林事務所林業課
縦覧期間	平成二二・一一・二から 同 二二・二まで

揖斐川地域森林計画の変更案の縦覧

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項の規定により揖斐川森林計画区の地域森林計画を変更したいので、同法第六条第一項の規定により次のとおり当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成二十二年十一月二日

岐阜県知事 古 田 肇

縦覧場所	岐阜県林政部林政課 岐阜県岐阜農林事務所林業課
縦覧期間	平成二二・一一・二から

岐阜県西濃農林事務所林業課
岐阜県揖斐農林事務所林業課

同 一一・二まで

飛驒川地域森林計画の変更案の縦覧

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項の規定により飛驒川森林計画区の地域森林計画を変更したいので、同法第六条第一項の規定により次のとおり当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成二十二年十一月二日

岐阜県知事 古田 肇

縦覧場所	岐阜県林政部林政課 岐阜県可茂農林事務所林業課 岐阜県下呂農林事務所林業課
縦覧期間	平成二一・一一・二から 一一・二二・二まで

宮・庄川地域森林計画の変更案の縦覧

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項の規定により宮・庄川森林計画区の地域森林計画を変更したいので、同法第六条第一項の規定により次のとおり当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成二十二年十一月二日

岐阜県知事 古田 肇

縦覧場所	岐阜県林政部林政課 岐阜県飛驒農林事務所林業課
縦覧期間	平成二一・一一・二から 一一・二二・二まで

平成二十二年十一月二日発行

発行者 岐阜市数田南一丁目一番一
発行所 岐阜県庁

編集

各務原市テクノプラザ
P・A・T・テクノセンター